委 託 業 務 処 理 要 領

この要領は、下記業務を処理するためのものであり、この要領に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ除雪等を実施し、施設敷地内の冬期間の歩行者及び車両の通行並びに駐車に支障のない状態を確保するものとする。

1　業務名
士別警察署庁舎敷地除排雪業務

2　業務期間
令和８年11月15日から令和９年３月31日まで

3　使用機械及び稼働見込時間

除排雪機械等の名称	規　　格	稼働見込時間
除雪ドーザ	ホイール型 スノーバケット付 容量1.0㎥以上	４０　時間
ダンプトラック	積載容量８ｔ以上	３８　時間

4　除排雪の場所及び範囲
⑴　除排雪の場所
士別警察署敷地（士別市東５条５丁目１番地）
⑵　除排雪の範囲
別添図面のとおり（総面積1,634㎡）

5　除雪時間及び方法
⑴　除雪作業はおおむね10センチメートル以上の降雪があった場合に実施すること。
⑵　雪の堆積場所は指定された場所とし、雪を一気に押して行くとフェンスが損傷するおそれがあるので、雪を堆積する際は十分注意すること。
⑶　業務担当員から指示があった場合は、適宜速やかに除排雪を実施すること。

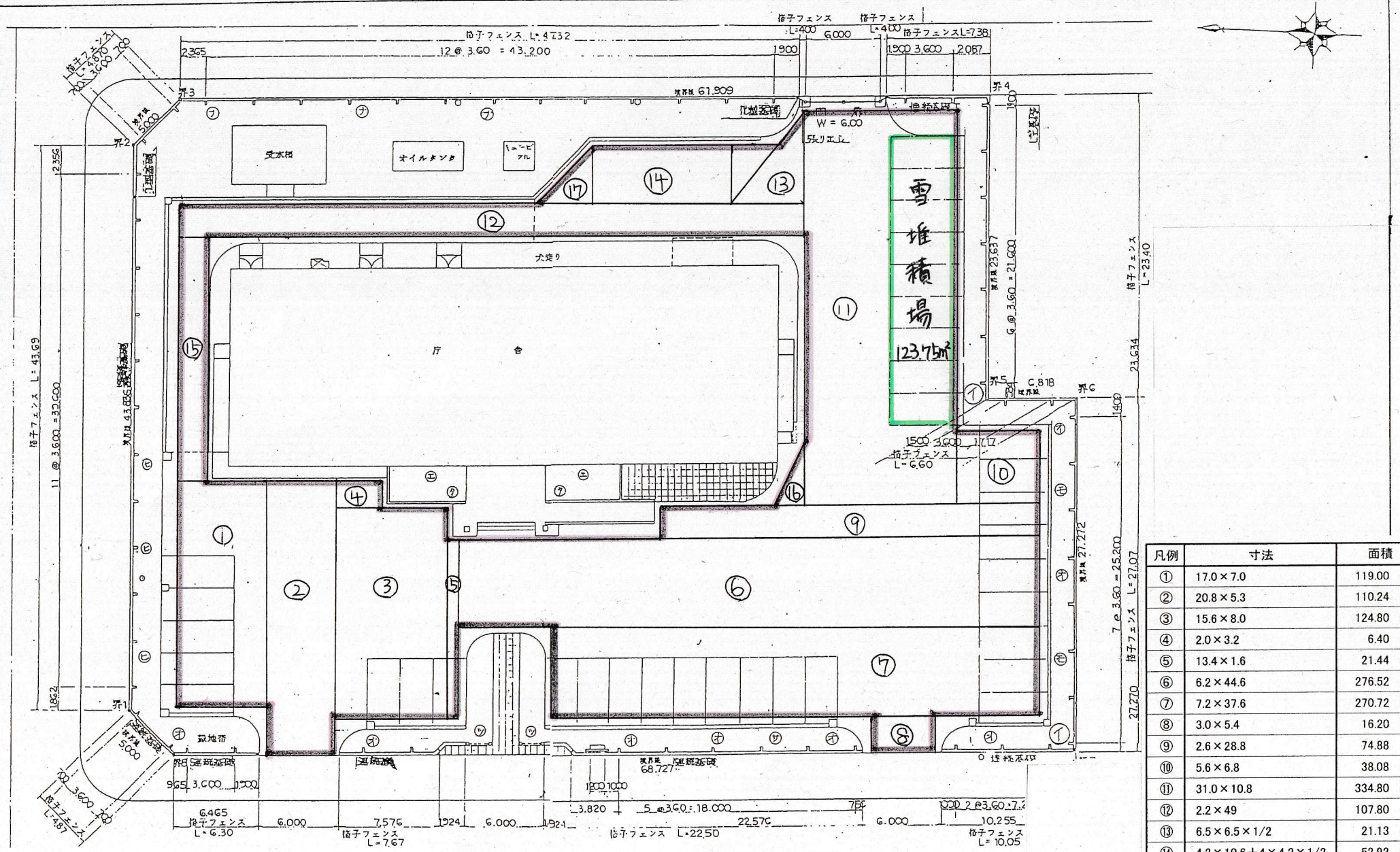
6　堆積及び排雪場所
除雪した雪は敷地内の指定場所に堆積させること。雪の置き場所がなくなり、排雪が必要と判断した時は、業務担当員と協議し士別市が指定する雪捨て場へ搬送の上、適切に処理すること。

7　安全の確保
業務の処理に当たっては、関係法令を遵守し作業員による各種事故の防止を図るとともに、来庁者及び出入車両に危険の生じないよう安全確保に細心の注意を払い、また、施設等に損傷を与えないように留意すること。なお、施設等に損傷を与えた場合は受託者の負担において復旧すること。

8　業務実績の報告
⑴　業務日報
契約の相手方は、業務終了の都度、別紙１「業務日報」を２部作成し、士別警察署庁舎勤務職員の確認を受け、１部を確認者に提出するものとする。
⑵　実績報告書
契約の相手方は、１ヶ月間の業務実績について翌月速やかに、別紙２「実績報告書」を作成し別紙１「業務日報」を添えて業務担当員に提出するものとする。

9　その他
不明点は業務担当員と協議すること。

配置図



凡例	寸法	面積
①	17.0 × 7.0	119.00 ㎡
②	20.8 × 5.3	110.24 ㎡
③	15.6 × 8.0	124.80 ㎡
④	2.0 × 3.2	6.40 ㎡
⑤	13.4 × 1.6	21.44 ㎡
⑥	6.2 × 44.6	276.52 ㎡
⑦	7.2 × 37.6	270.72 ㎡
⑧	3.0 × 5.4	16.20 ㎡
⑨	2.6 × 28.8	74.88 ㎡
⑩	5.6 × 6.8	38.08 ㎡
⑪	31.0 × 10.8	334.80 ㎡
⑫	2.2 × 49	107.80 ㎡
⑬	6.5 × 6.5 × 1/2	21.13 ㎡
⑭	4.2 × 10.6 + 4 × 4.2 × 1/2	52.92 ㎡
⑮	20.0 × 2.2	44.00 ㎡
⑯	3.3 × 5.2 × 1/2	8.58 ㎡
⑰	4.2 × 3.3 × 1/2	6.93 ㎡
合 計		1634.44 ㎡

縮尺	1/300

別　紙　1

業務名	士別警察署庁舎敷地除排雪業務

業　務　日　報

令和　　年　　月　　日（　　曜日）　天候

作業従事者　氏名

機械等の名称	作業内容	車両番号	稼働時間（開始・終了）		合計時間
除雪ドーザ	除雪		時　分から 時　分まで	時間　分	時間　分
			時　分から 時　分まで	時間　分	
除雪ドーザ	除雪及び排雪		時　分から 時　分まで	時間　分	時間　分
			時　分から 時　分まで	時間　分	
ダンプトラック	排雪		時　分から 時　分まで	時間　分	時間　分
			時　分から 時　分まで	時間　分	
			時　分から 時　分まで	時間　分	
			時　分から 時　分まで	時間　分	
			時　分から 時　分まで	時間　分	
			時　分から 時　分まで	時間　分	

履行確認　令和　　年　　月　　日

確 認 者　（職・氏名）

※業務日報は作業の都度2部作成し、1部を控えとして保管するほか、1部を履行確認者へ提出すること。

別 紙 2

実　　績　　報　　告　　書

令和　　年　　月　　日

士別警察署長　　様

受託者

業務名　士別警察署庁舎敷地除排雪業務

令和　　年　　月　　日付けで契約締結した上記業務の令和　　年　　月分実績について、次のとおり報告します。

記

機 械 等 の 名 称	延稼働時間	前月繰越時間	計	当月請求時間	翌月繰越時間
除雪ドーザ	時間　　分	分	時間　　分	時間	分
ダンプトラック	時間　　分	分	時間　　分	時間	分

＜注＞　当月の稼働時間の合計に１時間未満の端数が生じた場合は、翌月に繰り越すこととし、最終月は、契約書第２条第１項第２号に基づき処理するものとする。